不利益処分に係る処分基準

処	分の名	称	理容業の業務停止
根拠条例·規則名		名	理容師法
条項			第10条2項
所	管部	課	保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話:048-840-2227)
処 分 基 準	基 準 (未設定の 合 は そ の 由))場	・未設定(理由:処分の性質上、個々の事案について個別 具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に 具体的な基準を定めることが困難である) ・関連する法令の規定 理容師法第6条の2(理容所以外における営業の禁止) 理容師法第9条(理容の業を行う場合に講ずべき措置) 理容師法施行令第4条(理容所以外の場所で業務を行な うことができる場合) 理容師法施行規則第24条(講ずべき措置の中の皮膚に 接する器具とは) 理容師法施行規則第25条(講ずべき措置の中の消毒の 方法とは)
	設定等年月	月	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備 考		